

ら近接の小炭坑に稼働中の雇炭坑側は之を回避し坑夫として
稼働するか若しくは納屋を明渡すべしを再三要求せる爲納屋
在籍者十数名は深く同情し居るを察知したる岡坑坑夫（日本
西部産業労働組合員）は之を機會に待遇改善の要求をなすべ
く組合幹部と連絡を取り要求書を提出したるも拒絶せられた
るに因る。

十一、要求事項

- 1、賃金即時三割値上
- 2、坑内労働時間は職業法に基き坑口交代十時間とすること
- 3、本線坑道の通行を即時禁止し人道を造ること
- 4、煤込場設置すること
- 5、入、排氣設備を完全にすること
- 6、上水道を即時設置すること

- 7、マイト代會社特とすること
- 8、浴場を改造し使用水は上水を使用すること
- 9、工私傷患者の保険給付金は炭坑に於て月三回交代支給の
こと
- 10、見込箱食ひ制度を徹底し検炭に従業員を立會せしむること
- 11、キヤップランプを増すこと

附 帯 條 件

- 1、争議に因る搬生者を出さざること
- 2、争議中の日額及争議費用全額會社負擔のこと

十二、経 過

組會員たる坑夫小田頼太郎外二名は組合幹部と共に七月三日
正午勤務係に面會したる嵐崎果重要事項を拒絶せられたる爲
伊田町川端の空家を借受け小田外七名の従業員が罷業を決定